安　全　情　報

ＯＮＩＣ　１９－５－８
平　成　19　年　5　月　18　日
大阪港航行安全情報センター
TEL06-6612-4363　FAX06-6612-4366

大阪港夢洲トンネル沈埋函（6号函）の二次曳航・沈設工及び艤装品撤去等の工事が下記のとおり実施されます。

記

1　期間及び時間　平成19年5月25日（金）12:00 ～ 平成19年5月29日（火）17:00 【日出～日没】
〈予備日〉
平成19年6月1日（金）12:00 ～ 平成19年6月5日（火）17:00
平成19年6月8日（金）12:00 ～ 平成19年6月12日（火）17:00
平成19年6月15日（金）12:00 ～ 平成19年6月19日（火）17:00

2　作業区域　大阪港大阪区第1区　大関門付近（下図のとおり）

3　作業概要
(1) 作業初日：　仮置場の6号沈埋函の二次曳航準備、係留解除、曳出し作業を行います。
(2) 6号沈埋函の二次曳航は仮置場付近で内港航路を横断し、法定航路基準線外（夢洲側）を航行し、大関門付近の沈設箇所まで曳航します。
(3) 沈設予定位置付近に6号沈埋函を仮係留作業後、可航幅を300m確保できる位置に工事区域明示灯浮標の設置を行います。
(4) 作業2日目 05:00 ～ 17:00 の間において沈設予定位置付近上にて総合作動確認作業を行います。
(6) 作業3日目 05:00 ～ 工事4日目 17:00 の間において、本沈設作業及び艤装品撤去作業を行います。ウインチタワー撤去完了後に、工事区域明示灯浮標の撤去を行います。

4　安全対策
(1) 沈埋函係留解除、曳出し作業時は警戒船4隻を配備します。
(2) 二次曳航船団（曳船、警戒船、各4隻）は、一般航行船舶の障害にならないよう可航幅300m以上を確保して沈埋函を曳航します。
(3) 沈埋函引込み、係留作業中は警戒船2隻（港内側、港外側各1隻）及び可航側表示船2隻を配備します。
(4) 工事作業船は、海上衝突予防法に規定する灯火・形象物を掲揚します。
(5) 工事作業船が航路内において作業する場合は、可航側表示専用船を配備し、可航側を示す掲示板（可航側 ➡ ）を掲げ、航行船舶に対して航行できる方向を示します。

5　出所　大阪港長許可　第238号（平成19年4月27日）

6　連絡先　東洋・佐伯・本間JV
担当者　志喜屋　義春　電話　06-6569－2850　（携帯電話　090-8820－6415）

案内図

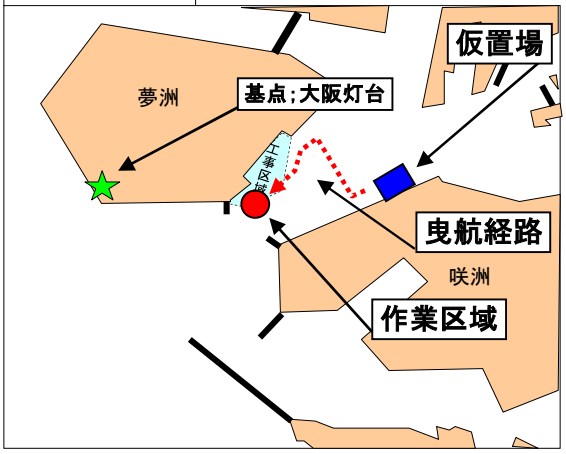

曳航状況図

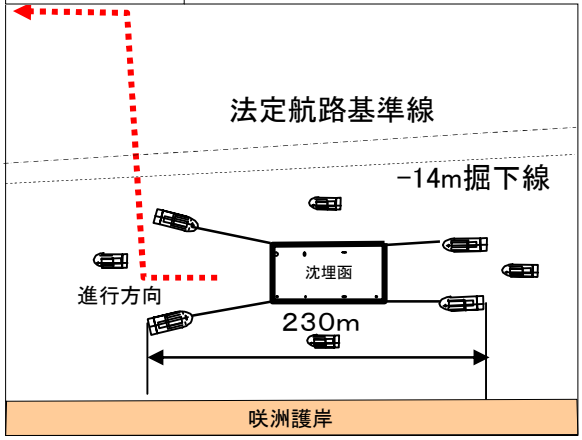

船舶への周知について、ご協力ください。

別紙

作業区域 （ 航泊禁止区域 ）

作業日時　 5月25日(金)12:00 ～ 5月29日(火)17:00

作業内容　 二次曳航，仮係留，総合動作確認、沈設、ウインチタワー撤去等

作業区域拡大図

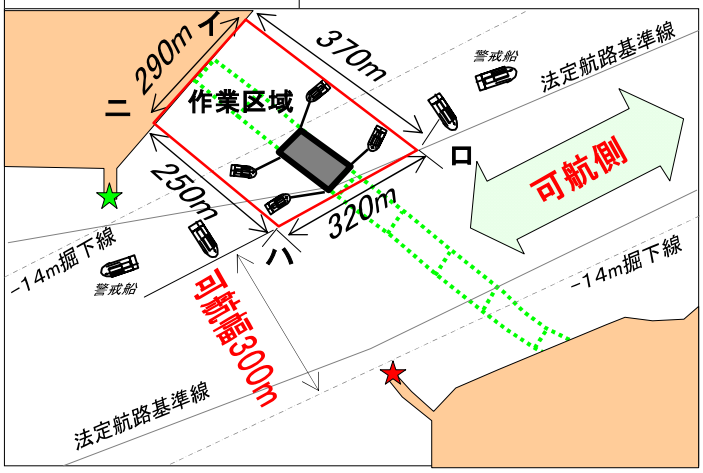

作業区域 （イ点からニ点に順次結んだ線に囲まれた海域）			
基点 ： 大阪灯台			
地点	方	位	距離
イ点	基点より	86.0°	1500m
ロ点	イ点より	129.5°	370m
ハ点	ロ点より	243.0°	320m
ニ点	ハ点より	309.5°	250m

- 灯浮標　塗色緑色・単閃緑光毎3秒1閃光・光達距離5.5km
- 灯　標　塗色黄色・単閃黄光毎3秒1閃光・光達距離3.5km（大阪市大阪北港南B灯標）
- 灯　標　塗色黄色・単閃黄光毎3秒1閃光・光達距離4.0km（大阪市大阪北港南C灯標）

◆６号函　二次艤装～二次曳航～沈設～艤装品撤去～コンクリート止め砕石工～函底コンクリート工　工程表　（予備日含む）

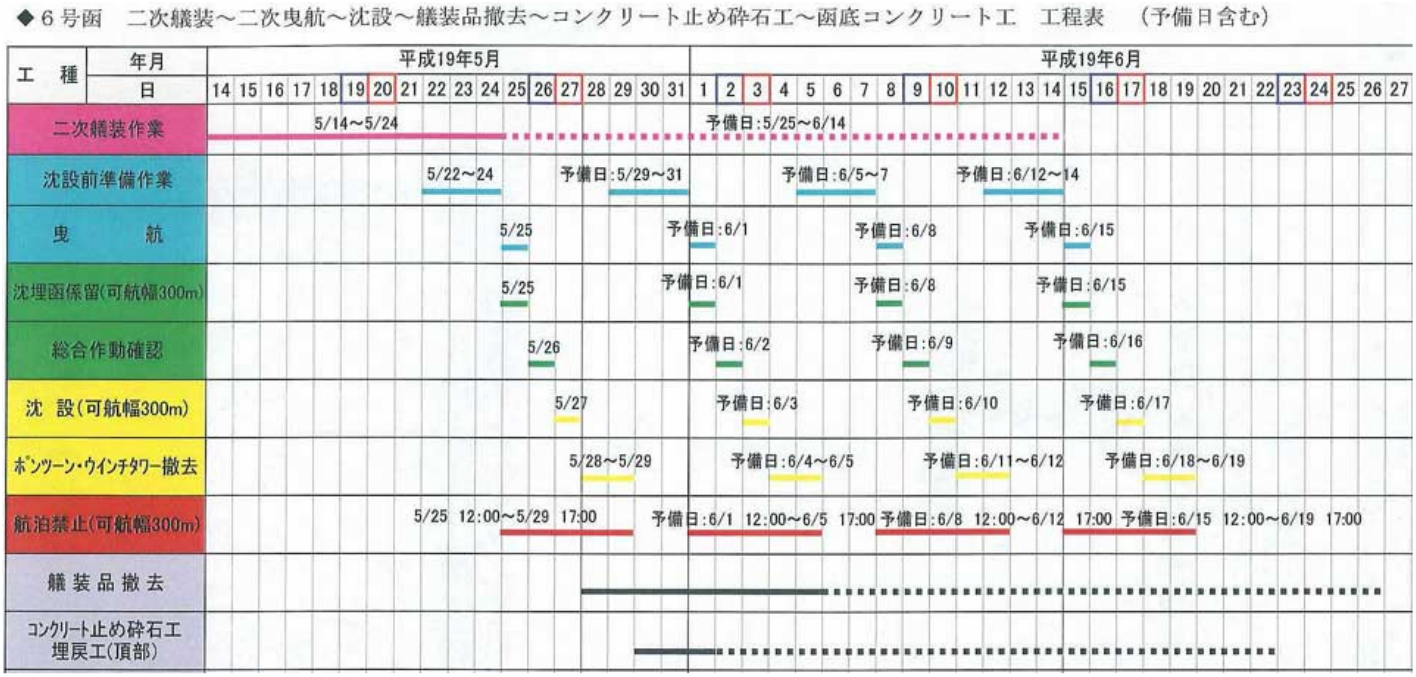

船舶への周知について、ご協力ください。